

第5次総合計画 中期戦略事業プラン 事務事業評価シート

事業名	虐待防止事業（児童）			事業番号	19-103-1
事務事業担当	部名	部長名	課名	課等の長	
	子ども部	高梨 剛	子ども家庭相談課	岡村 純一	

計 画 (Plan)

総合計画体系	安心力	まちづくり目標	2	地域で助け合う安全で安心なまち	
		基本政策	5	暮らしの安心がひろがるまちづくり	
		施策展開の方向	9	一人ひとりが大切にされるまちをつくる	
		施策	19	人権・男女共同参画社会の推進	
予算事業名	虐待防止等事業費				
事務区分〔選択〕	<input checked="" type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/> 法定受託事務 (選択してください)→		法令上の位置づけ	義務づけ規定がある	
事業開始年度	開始年度	平成30年度以前	～	終了年度	—
関連法令等	児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律 母子保健法				
国・県の計画等				計画期間	
関連個別計画				計画期間	
実施の背景 (事業を取りまく環境・市民ニーズ)	近年、児童虐待の通告件数は増加傾向にあり、発生に至る要因も子どもの育てにくさや若年者の出産、望まない妊娠、貧困問題など多岐に亘っています。また児童福祉法の改正により市町村の担う役割も比重が高まり、児童虐待防止の支援拠点整備が努力義務として明記されました。				
目的 (何をどうしたいのか)	子育て世代包括支援センター事業との連携により、児童福祉法改正における市町村支援拠点の整備を進め、虐待対応及び未然防止の体制強化に努めます。 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営により関係機関との連携強化を図り、虐待対応及び啓発活動を推進します。 支援拠点への専門職配置により要保護児童対策調整機関の整備を進め、地域における包括的な支援を目指します。				
主な対象 (誰・何を対象に)	要保護児童対策地域協議会で受理した要保護児童、要支援児童及び特定妊婦 普及啓発事業における一般市民及び関係機関				
事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の適正運営により関係機関との連携を強化し、虐待対応及び啓発活動を推進します。 要保護児童対策地域協議会の調整機関として専門職員の配置を進め、職員の資質向上を図ります。 子育て世代包括支援センター事業との連携により、児童虐待防止における市町村支援拠点の整備を進めます。 				
事業行程	項目	年度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	要保護児童対策地域協議会運営	運営	運営	運営	
	児童虐待への対応	対応実施	対応実施	対応実施	
	児童虐待防止普及・啓発	普及・啓発	普及・啓発	普及・啓発	
市町村支援拠点の整備	検討・調整	調整・準備	開設		
目 標	【指標名】	【現状値】	年度		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
	児童虐待防止に係る啓発事業実施回数	52回 (平成29年度)	54回	56回	58回



事業実施 (Do)

事業実施 (D○)

事業の「取組方針」 (前年度事務事業評価)	昨年度に開設した「子ども家庭総合支援拠点」を子どもに関わる相談支援業務の中心と位置づけ、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、必要な支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関としても関係機関調整などの役割を確実に遂行し、子どもの利益を最優先に考えたよりよい支援の提供に努めます。				
実施方法 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> すべて直接実施 <input type="radio"/> 左記以外				
	<input type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	委託先又は指定管理者		
	<input type="checkbox"/> 補助金		補助先		
	<input type="checkbox"/> その他		具体的内容		
実施結果	項目	年度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	要保護児童対策地域協議会運営	運営	運営	運営	
	児童虐待への対応	対応実施	対応実施	対応実施	
	児童虐待防止普及・啓発	普及・啓発	普及・啓発	普及・啓発	
	市町村支援拠点の整備	開設	運営	運営	
実施した取組の内容	伊勢原市要保護児童対策地域協議会運営 ①要保護児童等支援に関するマネジメント ②普及啓発事業:周知、研修、委託				
目標の達成状況	【指標名】	【現状値】	年度		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
	児童虐待防止に係る啓発事業実施回数	52回 (平成29年度)	73回	73回	53回

	年度	平成30年度 実績		令和元年度 実績		令和2年度 実績							
		千円	円	千円	円	千円	円						
内訳	事業費合計 (a)	12,518	千円	15,785	千円	16,530	千円						
	国県支出金 ①	6,457	千円	6,570	千円	6,943	千円						
	地方債 ②	0	千円	0	千円		千円						
	その他特財 ③	0	千円	0	千円		千円						
	一般財源 (a)-①-②-③	6,061	千円	9,215	千円	9,587	千円						
国県支出金の内容	児童福祉事業対策費等補助金(児童虐待防止対策支援事業)補助率:国1/2、市1/2 子ども・子育て支援交付金(養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)補助率:国1/3、県1/3、市1/3												
コスト	その他特財の内容	受益者負担	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		前回の改定時期								
		その他											
人件費	正規職員	1	人	8,510	千円	1	人	8,700	千円	1	人	8,600	千円
	その他の職員	4	人	10,040	千円	5	人	13,250	千円	5	人	13,300	千円
	人件費合計 (b)	5	人	18,550	千円	6	人	21,950	千円	6	人	21,900	千円
トータルコスト (a)+(b)		31,068	千円	37,735	千円	38,430	千円						
単位当たりコスト	対象数	定義	児童虐待等相談対応述べ件数	単位	児童虐待等相談対応述べ件数	単位	児童虐待等相談対応述べ件数	単位					
		対象数	2,697	件	4,449	件	5,924	件					
	総事業費 / 対象数	11,519	円	8,482	円	6,487	円						

評 価 (Check)				
進捗状況 〔選択・記入〕	<input type="radio"/> 計画どおり (A) <input checked="" type="radio"/> 概ね計画どおり (B) <input type="radio"/> 計画どおり進捗せず (C)	B	左記判断理由	新型コロナウイルス感染症対策のため予定していた啓発活動を中止せざるを得ない状況はありましたが、要保護児童対策地域協議会の運営を基盤に児童虐待の未然防止に向けた児童虐待相談の適切な支援及び啓発活動は概ね計画どおりに実施できました。
実施水準 〔選択・記入〕	<input type="radio"/> 他市より高い水準で実施 (A) <input checked="" type="radio"/> 他市と同水準で実施 (B) <input type="radio"/> 他市より低い水準で実施 (C) <input type="radio"/> 一律に比較できない事業	B	他都市の事内容等	県内各市でも要保護児童対策地域協議会を設置しており、同水準で実施しているものと判断しました。
有効性 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> 高い (A) <input type="radio"/> 普通 (B) <input type="radio"/> 低い (C)	A	左記判断理由	通告及び相談件数は増加傾向にありますが、要保護児童対策地域協議会を中心としたケースワークや普及啓発活動により、児童虐待の未然防止に効果があると判断しました。
効率性 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> 効率的に実施されている (A) <input type="radio"/> 改善の余地がある (B) <input type="radio"/> 抜本的な改善が必要である (C)	A	左記判断理由	重篤なケースに至る前に要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携して適切な支援を行っており、効率的に実施されているものと判断しました。


 取組内容の改善 (Action) へ

取組内容の改善 (Action)	
事業推進上の課題	児童虐待の相談件数は増加傾向にある上、発生に至る要因も複雑かつ多様化していることから、児童養護相談員の人員確保及び技術向上が求められており、児童虐待に関する研修会に積極的に参加できる体制を確保する必要があります。
令和3年度の取組方針	令和元年度に開設した「子ども家庭総合支援拠点」を子どもに関わる相談支援業務の中心と位置づけ、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、必要な支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関としても関係機関調整などの役割を確実に遂行し、子どもの利益を最優先に考えた支援の提供に努めます。
所管部長による総評	児童虐待の未然防止や早期の発見のために、本事業を積極的に推進することは、重要であると考えます。要保護児童対策地域協議会の適正な運営を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、子どもの安全を守ることが第一に考えた支援の提供は重要であることから、今後とも本事業を推進すべきであると考えます。